

# 破産手続に関するよくあるご質問（Q&A）

（平成 30 年 10 月 19 日 更新）

<b>Q 1</b>	<b>破産手続とはどのような手続ですか。</b>
A 1	支払不能または債務超過の状態にある債務者につき、裁判所の監督の下で、全ての資産を換価・現金化し、債権者に対し公平に分配するための手続です。  ㈱連専は、大阪地方裁判所に対して破産手続開始の申立てを行い、平成 30 年 6 月 29 日午前 11 時に破産手続開始決定が行われました（事件番号：大阪地方裁判所 平成 30 年(フ)第 2680 号）。

<b>Q 2</b>	<b>破産管財人の立場はどのようなものですか。</b>
A 2	破産管財人は、裁判所の監督の下、破産者と利害関係がない公平・中立の立場で、破産者の資産の換価・処分を行い、配当が可能な場合には、債権調査の上、配当手続による弁済業務等を行います。本件では弁護士である印藤弘二（いんどう・ひろじ）が破産管財人に選任されています。

## ㈱連専における過払金の計算方法について

<b>Q 3</b>	<b>㈱連専における過払金の計算方法について教えてください。</b>
A 3	過払金の具体的な計算方法は、原則として以下のとおりです。  ① 破産手続開始前 10 年以内取引のある顧客を対象に利息制限法所定の利率で引き直し計算をします。ただし、約定利率が利息制限法所定の利率を下回る場合には、約定利率を適用します。  ② 利息制限法の適用利率につき一旦下がった適用利率は、その後の残高に拘わらず据え置きます。  ③ 過去のお取引において返済の遅滞があった場合の約定遅延損害金は付加していません。  ④ 過払利息 5%を付加しています。  ⑤ 取引の中断期間に関係なく全取引を一連計算しています（中断期間が 10 年以上ある場合は除きます）。  ⑥ 判決・和解案件は、判決内容及び和解内容に従って計算をしております。  ⑦ 口座単位で引き直し計算をしています。複数口座を有する場合、それぞれの口座で引き直し計算をしてその結果を合算しています。

<b>Q 4</b>	<b>㈱連専との間で過払金の支払いについて和解が成立しているのですが、その支払いはなされるのでしょうか。</b>
A 4	過払金の支払いについて和解が成立していても、破産手続の開始に伴い、和解によるお支払いをすることはできません。あらためて破産債権届出をして、破産手続に参加いただく必要があります。

### 係属中の訴訟について

<b>Q 5</b>	<b>係属中の過払金返還請求訴訟はどうなりますか。</b>
A 5	<p>破産手続開始決定によって中断します（破産法44条1項）。</p> <p>破産手続開始決定がなされた後は、個別の訴訟ではなく、破産手続の中で破産債権の有無及び金額を確定していくことになります。</p> <p>破産管財人による引き直し計算の結果、過払金債権を有すると認められた債権者の方に対しては、平成30年10月中旬以降、裁判所から「破産債権届出書」が送付されますので、同届出書により破産債権届出を行うことによって、破産手続に参加いただく必要があります。</p>

### 過払金債権があるかどうか分からないという方

<b>Q 6</b>	<b>(株)連専に対して過払金債権があるかどうか、どうすれば確認できるのですか。</b>
A 6	<p>(株)連専と取引があった方については、完済案件も含め全件（既に時効が成立していると考えられるものを除く）、破産管財人において利息制限法所定の制限利率に基づく引き直し計算を行いました。</p> <p>この引き直し計算の結果、過払金債権を有すると認められた債権者に対しては、平成30年10月中旬以降、裁判所から「破産債権届出書」が送付されます。まずは、この「破産債権届出書」の到着の有無でご判断いただければと存じます。</p>

<b>Q 7</b>	<b>取引履歴を送付してもらいたいのですが。</b>
A 7	<p>個別に取引履歴の開示を希望される方は、下記の破産者株式会社連専破産管財人室コールセンターまでご連絡ください。</p> <p>所定の開示申請書及び本人確認書類（免許証、健康保険証の写し等）のご提出その他、ご請求手続をご案内いたします。なお、郵送料等の実費のご負担をお願いしておりますので、予めご了承ください。</p> <p style="text-align: center;">〒640-8151 和歌山市屋形町2丁目10番地 破産者株式会社連専 破産管財人室 (コールセンター 電話番号 073-422-4147)</p> <p>なお、開示申請書が到着次第、順次、取引履歴の発送作業を行いますが、人員に限りがありますことから、一定のお時間を頂戴する場合がございます。悪しからずご了承ください。</p>

### 裁判所・破産管財人からの通知関係

<b>Q 8</b>	<b>裁判所や破産管財人から送付される債権者宛の通知書類の宛先を変更したいのですが。</b>
------------	--

A 8	<p>平成 30 年 10 月中旬以降に発送される「破産債権届出書」を作成・提出頂く際に、同届出書に印字された通知場所の記載箇所右の「修正欄」に、希望される通知先を記入の上、押印欄に押印してください。</p> <p>なお、破産債権届出後の届出事項の変更等につきましては、「届出事項変更届出書」の提出が必要になります。こちらについては Q 1 6 をご参照下さい。</p>
-----	---

### 破産債権届出について

<b>Q 9</b>	<b>裁判所から「破産債権届出書」が届きましたが、どうすればよいでしょうか。</b>
A 9	<p>(株)連専と取引があった方については、完済案件も含め全件（既に時効が成立していると考えられるものを除く）、破産管財人において利息制限法所定の制限利率に基づく引き直し計算を行いました。この引き直し計算の結果、過払金債権を有すると認められた債権者に対しては、平成 30 年 10 月中旬以降、裁判所から「破産債権届出書」が送付されます。</p> <p>「破産債権届出書」に同封されている「破産債権届出の手順」その他の説明書類をご確認いただき、届出期間である平成 30 年 12 月 25 日（火）までに、同封の返信用封筒にて「破産債権届出書」をご提出下さい。</p>

<b>Q 1 0</b>	<b>「破産債権届出書」がまだ届かないのですが。</b>
A 1 0	<p>破産管財人において引き直し計算の結果、過払金が発生していると判断された債権者の方（既に時効が成立していると考えられる方は除く）に対して、平成 30 年 10 月中旬以降、裁判所から「破産債権届出書」が送付されます。</p> <p>同年 10 月下旬頃になっても「破産債権届出書」が届かない方は、①過払金が発生していないと判断された方、②既に時効が成立していると判断された方、③郵便物が不着として返送されてしまった方等である可能性が考えられます。</p> <p>ご不明の点がありましたら、破産管財人室コールセンター（電話：0 7 3 - 4 2 2 - 4 1 4 7）までお問合せ下さい。</p>

<b>Q 1 1</b>	<b>「破産債権届出書」の債権額欄に金額が記載されていましたが、これはどういう意味でしょうか。</b>
A 1 1	<p>「破産債権届出書」には、破産管財人が計算した過払金額を記載しています。お取引が複数ある場合には、各お取引の過払金額が合算された金額が記載されます。</p> <p>お取引が複数あり、過払金と借入金がある場合は差し引き計算後の過払金残額が記載されます。過払金の計算方法については Q 3 を参照ください。</p> <p>破産管財人の計算結果にご異存がなければ、そのまま記名押印欄に押印のうえ「破産債権届出書」をご提出下さい。破産管財人の計算結果に間違いがあると考えられる場合は、債権額を二重線で抹消し、訂正印を押印のうえ、余白に、ご主張される債権額を記載して届け出てください。詳しくは「破産債権届出書」に同封されている「破産債権届出の手順」その他の説明書類をご確認ください。</p>

<b>Q 1 2</b>	<b>破産債権届出をしないとどうなるのでしょうか。</b>
--------------	-------------------------------

A 1 2	<p>破産債権届出をされないと破産手続に参加することができなくなり、配当金を受けられなくなります。</p> <p>破産債権届出をされる場合には、債権届出期間である平成 30 年 12 月 25 日（火）までに必着するよう、「破産債権届出書」をご提出下さい。</p> <p>また、期間内に「破産債権届出書」をご提出いただいても、書類の不備等により、結果的に債権の届出期間に間に合わなくなってしまう可能性があります。早期にお届けいただければ、不備等を修正するための対応も可能となりますので、できるだけお早めに届出をお願いいたします。</p>
-------	--

<b>Q 1 3</b>	<p><b>送付されてきた「破産債権届出書」を紛失してしまったのですが、「破産債権届出書」以外の用紙を使用して提出してもよいのでしょうか。</b></p>
A 1 3	<p>債権者の皆様に複雑な引き直し計算をしていただくことなく破産債権届出ができるよう、過去の取引履歴を基に破産管財人が利息制限法所定の利率に基づく引き直し計算を行った結果を、「破産債権届出書」にあらかじめ印刷してお送りしております。</p> <p>また、「破産債権届出書」は、債権者ごとにバーコード管理をしておりますので、必ず、送付した「破産債権届出書」の用紙にて破産債権届出をしていただくようお願いいたします。</p> <p>「破産債権届出書」を紛失された場合には、改めて「破産債権届出書」をご送付いたしますので、破産管財人室コールセンター（電話：073-422-4147）にご連絡ください。再送付の手続をご案内いたします。</p>

<b>Q 1 4</b>	<p><b>取引をしていた本人が死亡したのですが、どのように債権届出をすればよいですか。</b></p>
A 1 4	<p>取引をされていたご本人が亡くなった場合、相続人が破産債権届出をすることが可能です。相続人が届出をする場合は、「破産債権届出書」の債権者の氏名「●●●●」の後ろに続けて「相続人▲▲▲▲」と記載してください（●●●●は被相続人名、▲▲▲▲は相続人名であり、氏名「●●●●相続人▲▲▲▲」との表記となります）。</p> <p>また、破産債権届出をされる方が、ご本人の相続人であることが分かる資料（戸籍謄本の写し、遺言書または遺産分割協議書の写し等）を同封して下さい。また、相続人が複数いる場合は、別途書面（相続人代表者届）が必要になります。</p> <p>詳細につきましては、破産管財人室コールセンター（電話：073-422-4147）までご連絡くだされば、手続をご案内いたします。</p>

<b>Q 1 5</b>	<p><b>代理人により債権を届け出たいのですが、どうすればよいでしょうか。</b></p>
A 1 5	<p>裁判所から送付される「破産債権届出書」に代理人の住所、氏名、電話、FAX等の記載欄がありますので、当該箇所に所定の事項を記入し、代理人の印鑑を押印のうえ、必ず委任状を添付して、破産債権届出を行って下さい。</p>

Q 1 6	<b>「破産債権届出書」を提出した後に、提出した「破産債権届出書」の届出事項（氏名・住所・電話番号等）に変更があったのですがどうすればよいでしょうか。また、一度届出した債権届出を取り下げることができますか。</b>
A 1 6	結婚や転居等により、氏名・住所・電話番号等に変更があった方は、「届出事項変更届出書」を提出して届出事項をご変更いただく必要があります。また、一度届出をされた債権届出を取り下げするには、「債権届出取下書」をご提出いただく必要があります。上記手続に必要な書式等についてご不明の点などありましたら、破産管財人室コールセンター（電話：073-422-4147）までご連絡下さい。

Q 1 7	<b>自分が届け出た債権について、破産管財人の認否の結果を知るにはどのようにすればよいでしょうか。</b>
A 1 7	債権者の皆様からの破産債権届出に対しては、破産管財人が認否書を作成し、裁判所に提出します。 裁判所から送付された「破産債権届出書」にあらかじめ記載された債権額を訂正されずに届出をされた方については、届出額の全額を認める予定です。 破産債権届出をされた債権者の方のうち、届出債権の全部又は一部が認められなかった方に限り「認否結果通知書」を送付いたします。その発送時期は、平成31年（2019年）4月上旬頃を予定しています。

#### 配当手続について

Q 1 8	<b>過払金は全額支払ってもらえるのですか。</b>
A 1 8	過払金債権は破産手続上破産債権として扱われ、財団債権、優先的破産債権の弁済後の配当原資から配当を受けられることとなります。 したがって、過払金を全額支払うことは到底できず、むしろ、現時点の予測として、約1%程度の配当率に止まると見込まれます。 この配当金は、配当手続によらずにお支払いすることはできませんので、裁判所から送付される「破産債権届出書」にて破産債権届出を行って下さい。 なお、現段階で配当率および配当実施時期は未定ですが、配当を実施する際には、事前に通知・公告にて債権者の皆様にはお知らせいたします。

Q 1 9	<b>判決や和解により確定している過払金は全額支払ってもらえるのでしょうか。</b>
A 1 9	判決や和解により確定している過払金であっても、破産手続上破産債権として扱われますので、配当手続によらずにお支払いすることはできませんので、裁判所から送付される「破産債権届出書」にて破産債権届出を行って下さい。 なお、Q 1 8 もご参照ください。

Q 2 0	<b>自分は破産債権者ですが、破産手続の中で配当を受けるにはどうしたらいいのでしょうか。</b>
-------	--

A 2 0	<p>裁判所から送付される「破産債権届出書」に同封されている「破産債権届出の手順」その他の説明書類をご確認いただき、届出期間である平成 30 年 12 月 25 日（火）までに必着するよう、同封の返信用封筒にて「破産債権届出書」をご提出下さい。</p> <p>配当を実施する際には、事前に通知・公告にて債権者の皆様にはお知らせいたしますので、それまでお待ちください。</p>
-------	---

### 借入金の返済について

Q 2 1	<p><b>(株)連専から借入れをしていますが、破産手続開始によって、今後返済義務はなくなりますか。</b></p>
A 2 1	<p>(株)連専の破産手続開始により返済義務がなくなることはありません。</p> <p>ただし、利息制限法所定の制限利率による引き直し計算により、残元金が減少もしくはなくなる可能性があります。そこで、引き直し計算ができるまでの間、返済は停止してください。(株)連専のご返済受入用の口座も停止しております。</p> <p>なお、引き直し計算の結果返済義務が残る場合のご返済の方法については、平成 30 年 12 月初旬頃、改めてご連絡をさせて頂く予定です。</p> <p>この間は、利息や遅延損害金は発生しないものとして取り扱います。また期限の利益の喪失も生じないものとします。また、破産管財人から信用情報機関への通知、登録等を行うことはありません。</p>

Q 2 2	<p><b>今後の返済についてはどのようにすればよいのですか。</b></p>
A 2 2	<p>破産手続開始決定後に過払金が生じることを避けるため、破産手続開始決定と同時に(株)連専がご契約者様からの返済用に利用していた預金口座は全て停止しています。</p> <p>今後の返済方法等につきましては、平成 30 年 12 月初旬頃、改めてご連絡をさせて頂きます。</p> <p>したがいまして、破産管財人から返済方法についてお知らせするまで、(株)連専に対し送金はしないで下さい。</p>

Q 2 3	<p><b>破産手続開始後、(株)連専の預金口座が停止されたために返済ができなくなりましたが、その間、遅延損害金は発生するのでしょうか。</b></p>
A 2 3	<p>破産手続開始後、引き直し計算が完了して、過払いの有無について確認し、改めてご連絡できるまでは利息や遅延損害金は発生しないものとして取り扱います。</p> <p>引き直し計算の結果返済義務が残る場合のご返済の方法については、平成 30 年 12 月初旬頃、改めてご連絡をさせて頂く予定です。</p>

Q 2 4	<p><b>破産手続開始後、(株)連専の預金口座が停止されたために返済ができなくなりましたが、そのことによって信用情報機関に登録されることはありますか。</b></p>
A 2 4	<p>破産管財人から、ご契約者の信用情報を信用情報機関に提供することはありません。</p>

Q 2 5	<p><b>係属中の貸金返還請求訴訟はどうなりますか。</b></p>
-------	-------------------------------------

A 2 5	中断します（破産法44条1項）。なお、口頭弁論が終結し、判決言渡手続だけとなっている場合は判決言い渡しはなされますが（民事訴訟法132条1項）、その場合でも、判決言渡しがなされれば、上訴期間の進行は中断します（民事訴訟法132条2項）。
-------	--

**債権者集会または説明会等について**

<b>Q 2 6</b>	<b>債権者集会ないし債権者説明会は開催されないのですか。</b>
A 2 6	現在のところ、債権者集会ないし債権者説明会が開催される予定はありません。債権者の方への情報提供は、本ホームページを通じて行いますので、ご確認下さい。

**(株)連専の財産状況について**

<b>Q 2 7</b>	<b>破産債権の配当率はどれくらいになりますか。</b>
A 2 7	破産債権の調査及び確定を経ていないため、配当率は確定していません。 ただし、現時点での予測としては、過払金債権を含む一般の破産債権に対する配当率は、約1%程度に止まると見込まれます。 このように現段階で配当率および配当実施時期は未定ですが、配当を実施する際には、事前に通知・公告にて債権者の皆様にはお知らせいたします。

<b>Q 2 8</b>	<b>(株)連専の財産の状況を教えてもらいたいのですが。</b>
A 2 8	財産状況報告集会は開催されませんが、追って、可能な範囲で本ホームページなどを通じて財産状況の報告をさせて頂く予定です。